

金属熱処理業界における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和6年12月23日

一般社団法人 日本金属熱処理工業会

1. 令和6年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和6年10月2日～11月22日
- ・ 調査企業：（一社）日本金属熱処理工業会の会員企業183社を対象
- ・ 回答企業：72社（前年度71社）
- ・ 回答率：39.3%（前年度38.0%）

【概観】（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ☞ 「価格決定方法の適正化」については、価格交渉の機会はある程度要求どおり設定されるようになっているが、フォーマット化された価格決定方法を導入している企業もあり、受注側とすれば昨年度より反映状況が悪化した、と回答する企業が増加している。また、前年度以前に価格転嫁した分を確たる理由もなく減額する等の要求をする企業もある。
- ☞ 「原価低減要請の改善」については、「原価低減要請」という文言を使用せず、「協力金」や「価格提案」などの「隠れ原価低減要請」を行う企業もあるため、受注側と発注側で認識の乖離がある。
- ☞ 「支払条件」については、100%現金払いの割合が増加する等、全般的に改善がみられるものの、依然として120日（4ヶ月）を超えるサイトによる支払いを行っている企業がある。
- ☞ 「知的財産に関する適正な取引」については、受注側で約8割の企業が不当な行為を受けていないと回答しており数的には問題は少ないようにみえるが、事例として少ない中にも悪質な要求を行っている企業がある。
- ☞ 「働き方改革」については、7割以上の企業が影響はない、と回答しており、また影響の項目のうち短納期については、サプライチェーン川上職種としては許容できる範囲のものも多く、単に働き方改革の影響とは言い難いものも含まれており、受・発注の双方が情報共有することで解決できるものも少なくないと言える。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①価格の決定方法（1/2）

【分析結果・今後の課題】

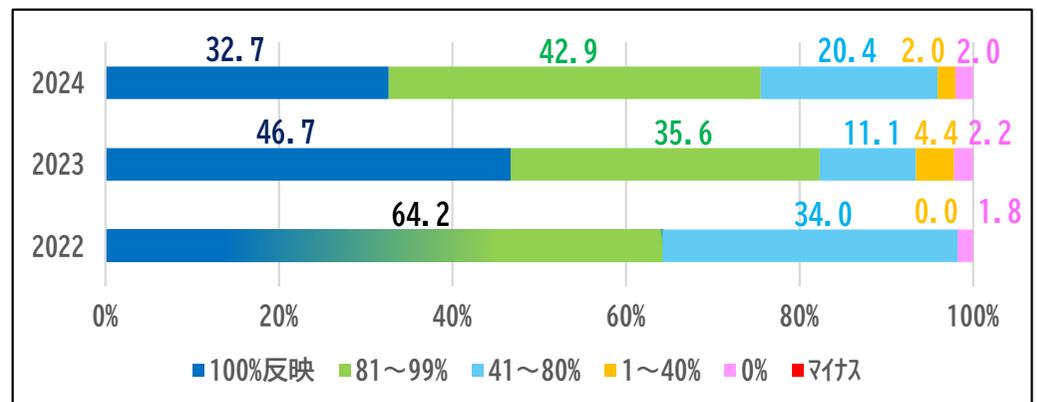
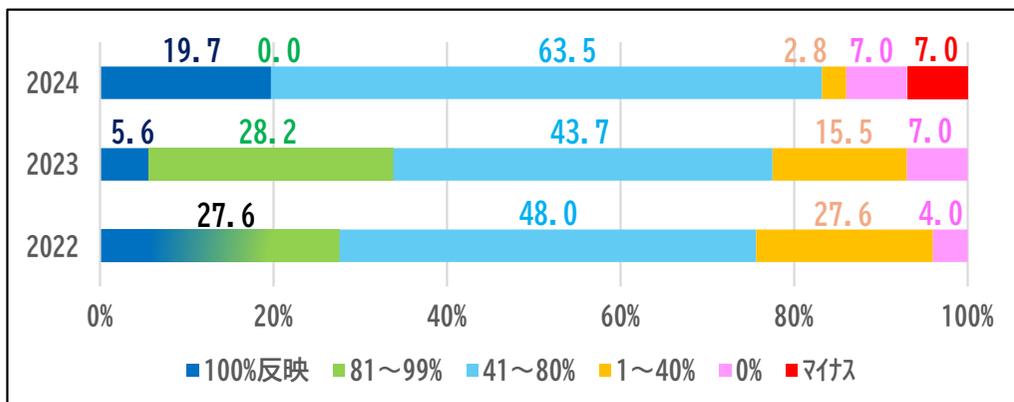
- ・単年度調査結果の分析では一過性のものとなる恐れがあるため、過去2回（2022及び2023年度）の調査結果と比較することで分析及び課題を検討した。
- ・全ての項目において、これまでの調査結果と同様に受注側と発注側の認識の乖離がみられる。
- ・価格転嫁については、全ての項目で「41%以上反映された」に注目すると、徐々に増加傾向にあるが、本年度から選択肢に含まれた「減額された（マイナス）」と回答した企業も含めると「全く反映されない」以下も増加傾向にあり、改善の余地がある。
- ・受注側の全ての項目で「100%反映された」が増加しているが、「81～99%反映」を考慮すると2023年度に比べて減少している。これは価格転嫁が一般的となったことにより発注側がフォーマット化（発注側独自の計算式等）された価格転嫁を行うようになったため、受注者側の要求100%に届かない事例が増加したことが要因の一つと考えられる。
- ・受注側の全ての項目で、本年度調査から選択肢に含まれた「減額（マイナス）」が10%前後あり、適正な価格決定を実施した結果か疑問が残る事例であり、改善の余地がある。
- ・労務費の転嫁についても改善傾向は見られるものの、「0%以下」については変化が見られない。
- ・原材料価格及びエネルギー価格の転嫁については、「100%反映された」のみであれば改善しているが、「0%以下」が倍増している。これは2023年度までに価格転嫁に応じた取引先が、複数回にわたる交渉には応じない、又は過去の価格転嫁分の減額を要請している、などが一因と考えられる。
- ・次回の調査から「運送費」の価格反映状況を調査項目に追加していただきたい。

【設問と回答】 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映をお答えください。

【受注側】

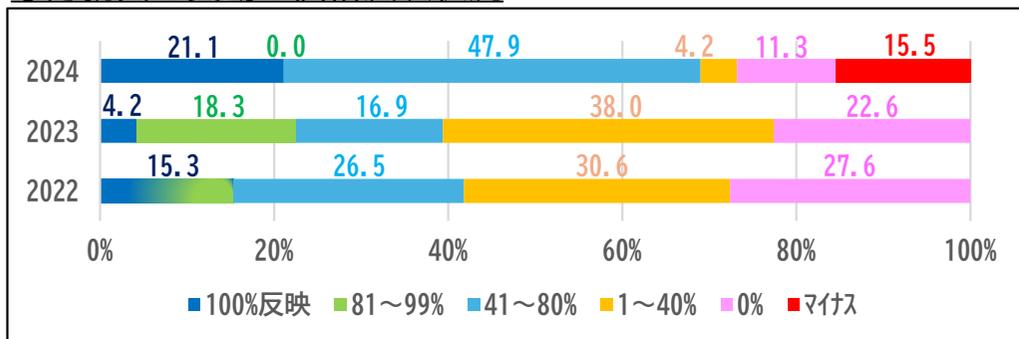
【発注側】

①コスト全般の変動の価格反映状況

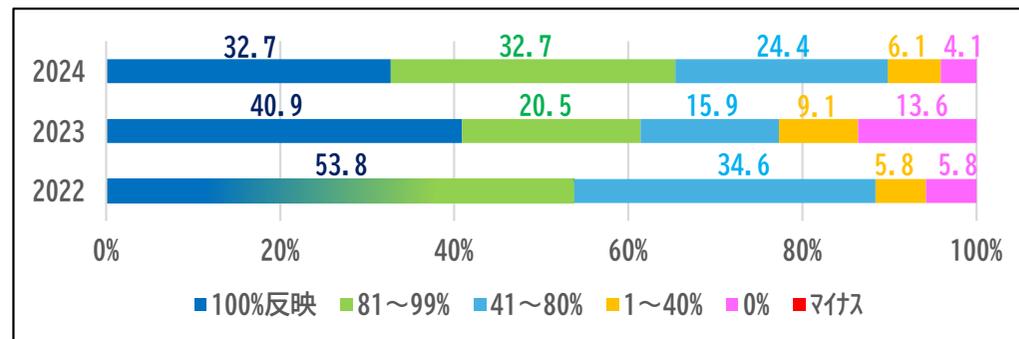


【受注側】

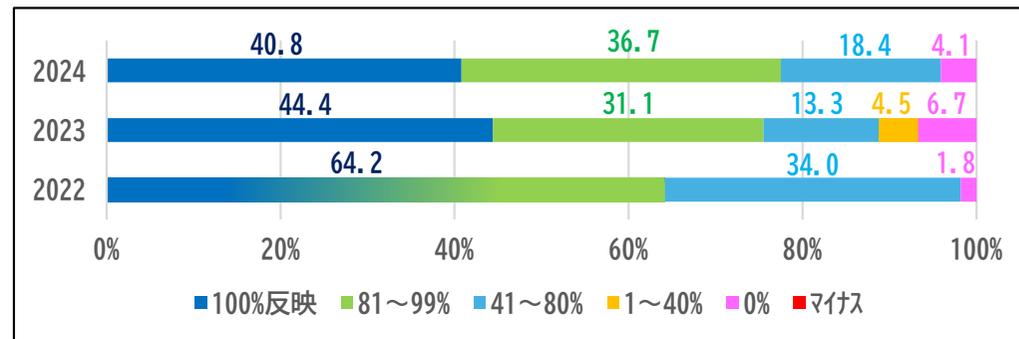
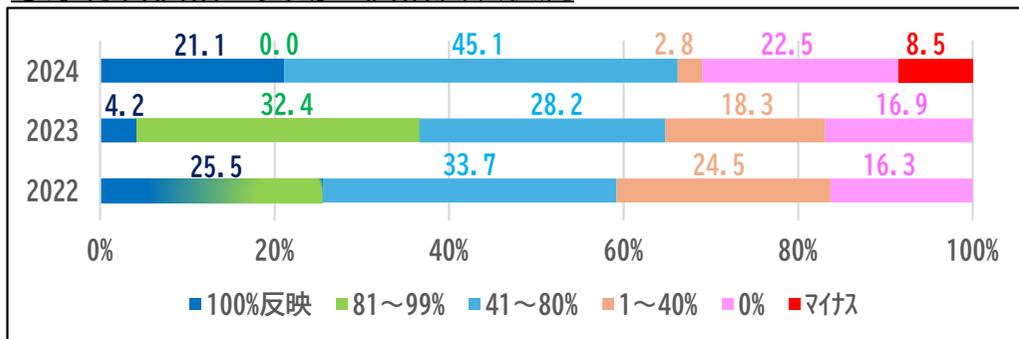
②労務費の変動の価格反映状況



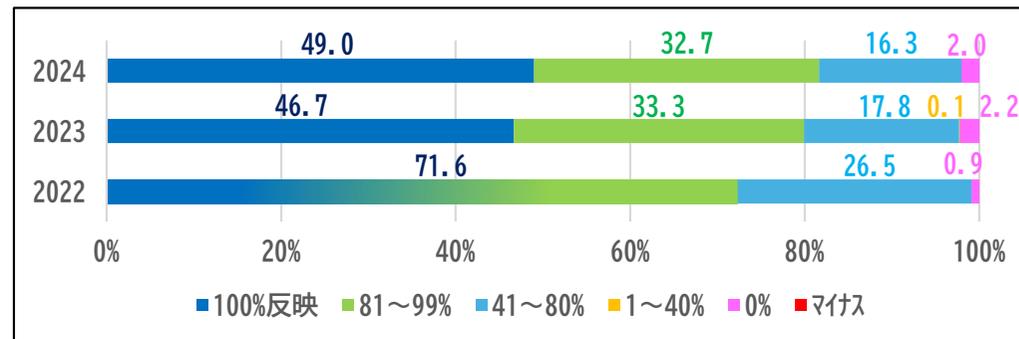
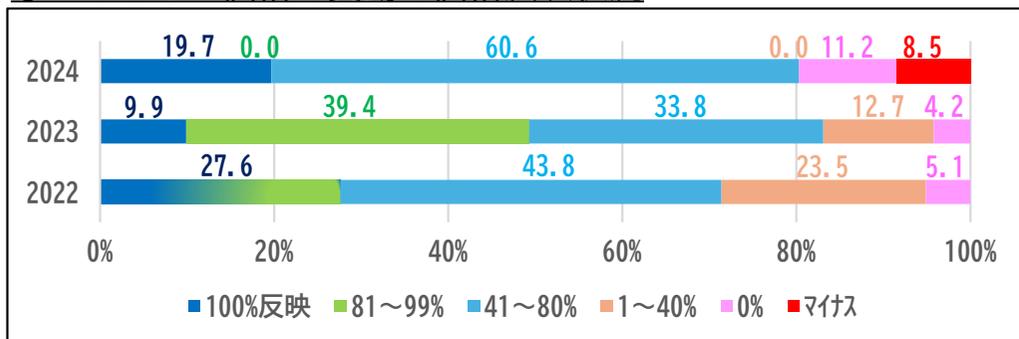
【発注側】



③原材料価格の変動の価格反映状況



④エネルギー価格の変動の価格反映状況



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 価格転嫁の交渉は一過性のものではなく、物価上昇、労務費高騰等の社会情勢の変化に応じて継続的に実施されるべきものであると、受注側及び発注側の双方が共通認識をもって交渉にあたる環境を整えるため、機会あるごとに改善提案を行う。
- ・ 「親」、「下請」の用語から受ける取引関係の強弱を払拭し、「受注側」、「発注側」の用語を浸透させ、適正なサプライチェーンを構築するために、少なくとも1回/年の価格交渉を行うことを、業界として取引先に要望していく。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

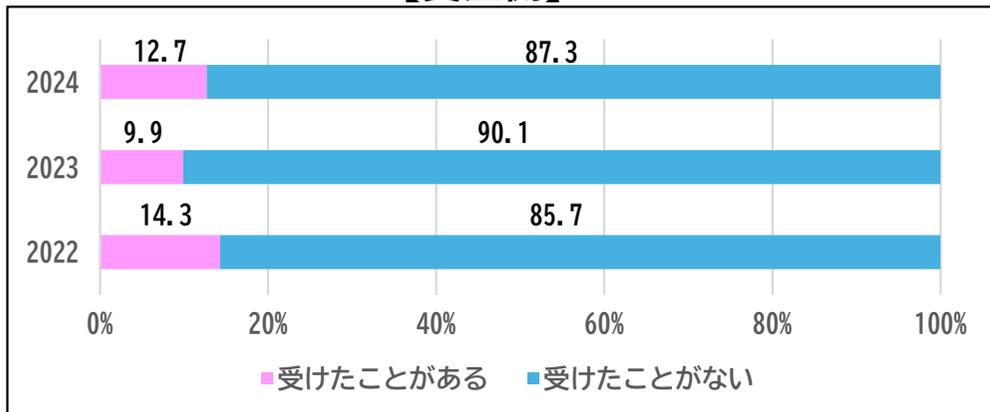
重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【分析結果・今後の課題】

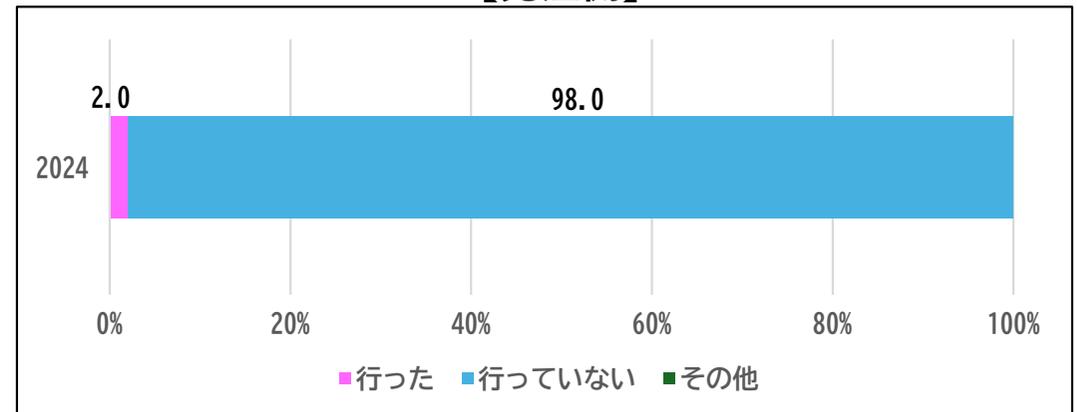
- ・原価低減要請については、約9割の企業が「受けたことがない」と回答しているものの、状況の改善は見られず、一定数の企業が原価低減要請を何らかの形で継続して受けている結果となった。
- ・発注側としても原価低減要請を実施したとの回答があるが受注側との乖離がある。これは、直接的な原価低減要請ではなくても結果的に原価低減に繋がる要請（VAVE提案）であったり、用語として「原価低減」ではなく、「協力金」や「積極的な価格提案」等の要請を、受注側は原価低減要請と受取っているが、発注側は原価低減の要請ではない、と位置付けているのも一因であると考えられる。
- ・価格は据え置く代わりに負担（例えば受託製品に関する事務処理）を要求してくる企業がある。
- ・海外企業との相みつを根拠として、原価低減要請を行う企業がある。
- ・受注側として、原価低減要請を受けた企業の中で取引額の多い職種は輸送機械関連であり、この結果は業界として継続実施している調査とほぼ同じ結果であった。

【設問と回答】 客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を「行いましたか」／「受けたことがありますか」

【受注側】



【発注側】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・本調査以外に、業界として詳細な調査を継続実施することで現状把握し、国の指導に沿わない状況が確認できた場合は、状況を報告するとともに現状打開のための策を講じる。
- ・不本意ではあっても原価低減要請等に応じなければ受注を受けられない状況にある企業もある。旧態依然の取引関係を求めてくる取引先に対しては、国の指導等を理解していただけるよう情報配布等する。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

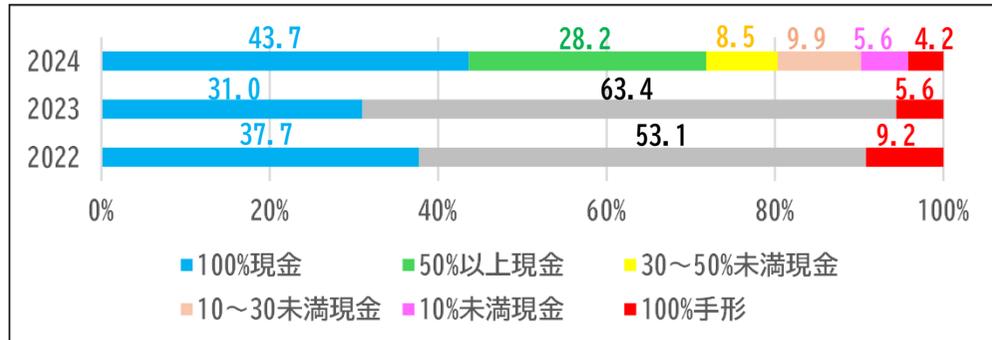
重点課題に対する取組③支払条件

【分析結果・今後の課題】

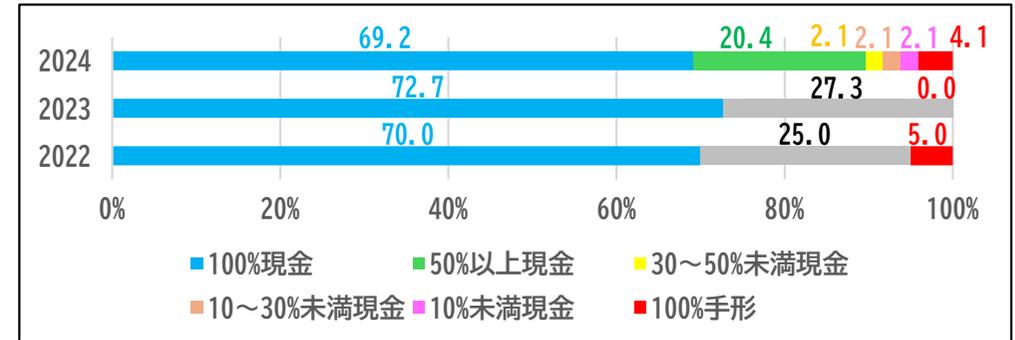
- ・ 僅かではあるが、「100%現金支払い」の割合が増加し、「100%手形支払い」の割合が減少し、改善がみられる。
- ・ 手形等のサイトについては、公正取引委員会の運用基準の変更や政府の2026年約束手形廃止の方針を理解して、「60日(2ヶ月)以内」が大きく増加しているものの、「120日(4ヶ月)超」の状況に大きな変化はない。
- ・ 政府方針を遵守している姿勢を示すため150日を120日に短縮する等の処置をとっている企業、取引先には手形払い、自社は現金支払いを要求する企業等が多々あり、更なる改善の余地がある。

【設問と回答】 下請代金等を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。

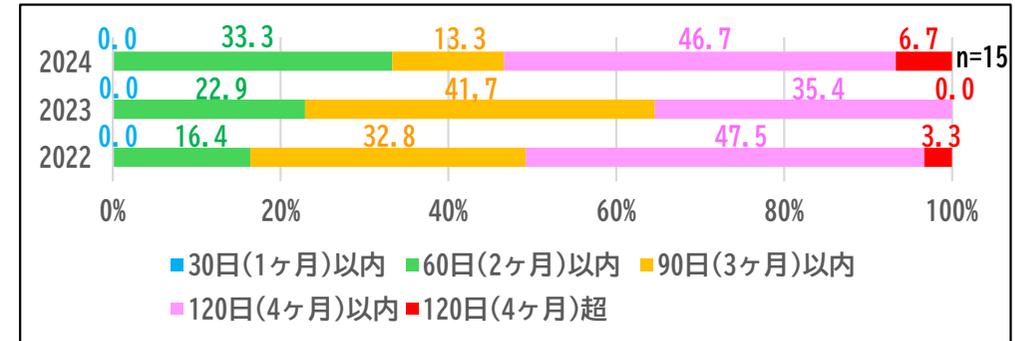
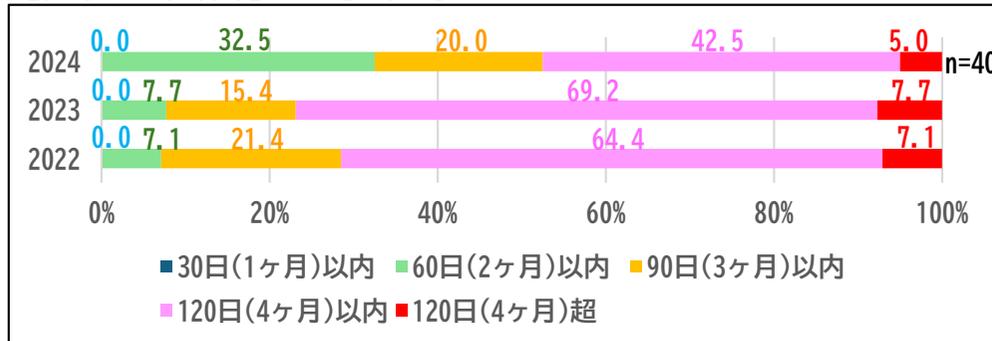
【受注側】



【発注側】



【設問と回答】 手形等のサイトはどれくらいですか。



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 発注側として、100%現金払いに移行するように、また、止むなく手形払いする場合でもサイトを60日以内とするよう周知するとともに、政府が2026年までに約束手形利用廃止の方針であることを広報する。
- ・ 悪質ともとれる状況もあるため、政府から更なる強い改善要請をお願いする。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

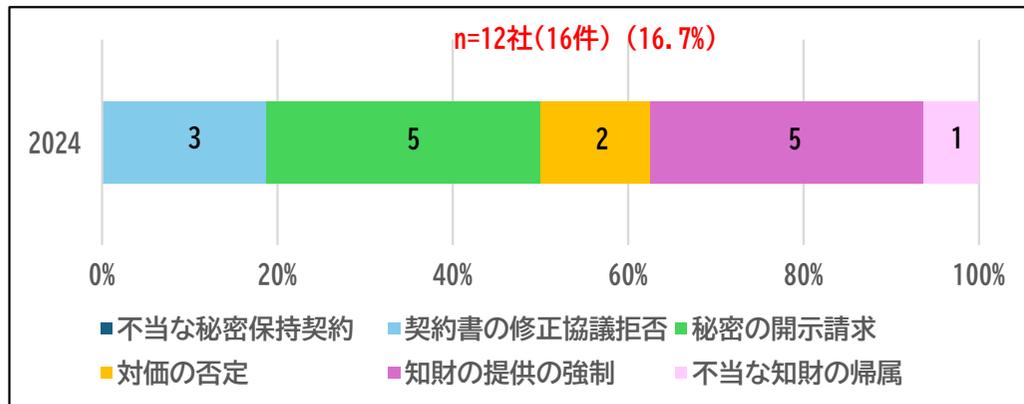
重点課題に対する取組⑤知財取引

【分析結果・今後の課題】

- ・受注側として、知財に関する不当な要求を受けた件数は12社（16件）、回答企業の16.7%であり、約8割の企業は不当な行為を受けていないと回答している。ただし、少数とは言え不当な要求を受けている事例があるため改善の余地がある。
- ・発注側として、5割以上の企業が知財取引に関する取組を実施していないと回答しているのは、発注側として知財を伴う取引自体が少ないためと推察される。

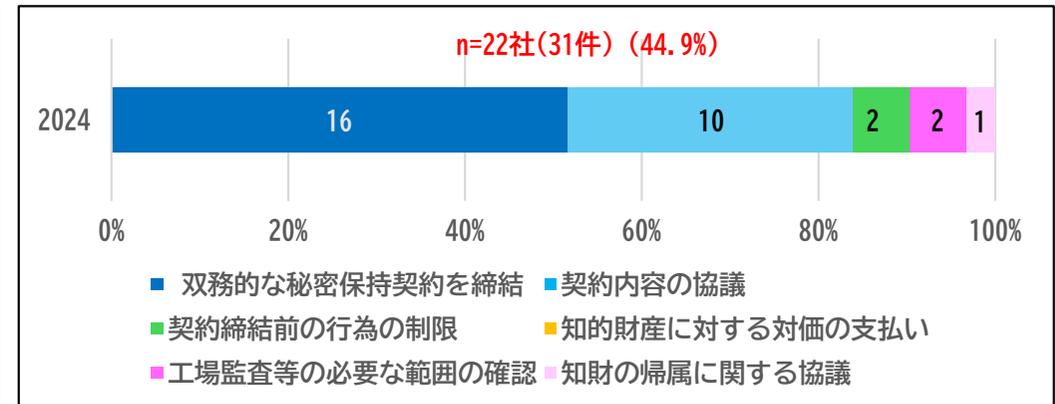
【受注側】

【設問と回答】 販売元から受けたことのある行為(複数回答)



【発注側】

適正取引を実施するための取組の実施状況(複数回答)



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・調査結果から、早急に対策等講じる必要性はないものの、改善が見られない場合は検討する。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

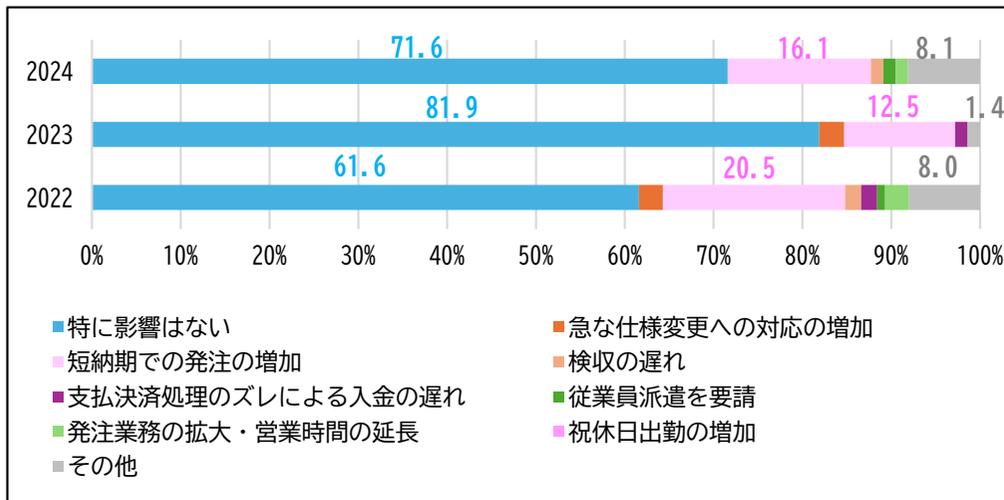
重点課題に対する取組⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ・受注側、発注側共に昨年度に比べ「特に影響がない」の割合が減少しており、改善の傾向に陰りがみられる。
- ・影響の中で、「短納期での発注」が最も多い結果であるが、サプライチェーンの川上職種としては、許容せざるを得ない状況もあるので、単に働き方改革の影響とは言い難い。
- ・発注側において、影響が生じる可能性を案じながらも要求している事項については、改善の余地がある。

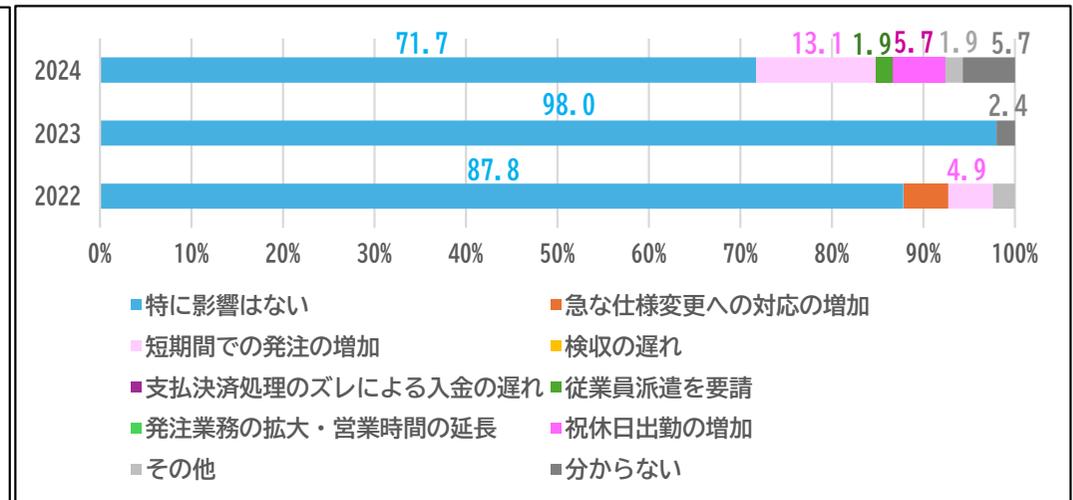
【受注側】

【設問と回答】 販売元が実施した働き方改革の影響



【発注側】

仕入先に影響が生じる可能性のある項目



【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・受注側において、許容できる範囲を超えた要求には応じないことを前提に対応をとることを徹底する。
- ・発注側においては、仕入先に影響する恐れがある場合は、取引先と協議し、許容できる範囲にとどめる等、一方的な要求（強制的）にならないよう注意喚起する。

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・本調査結果及び本委員会における指摘、他の業界の状況等、必要な情報を会員企業で共有するため、理事会及び関係委員会並びに隷下組合の会合において周知徹底を図る。

【工業会】理事会：3回／年、関連委員会3回／年

【組合】理事会：4回／年、関連委員会3回／年

- ・単一業界のみでは対応できない内容もあるため、素形材産業全体として、（一財）素形材センターが主導・計画する関連事業に積極的に取組む。
- ・価格交渉については、価格交渉機会の設定等について工業会から取引先に対する依頼を行うとともに、組合単位で交渉の好事例等の紹介を含め、価格交渉担当者の教育を行う。
- ・昨年度に続き、今年度調査においても回答率が50%を下回る結果となり、業界全体の現状把握には至っていないと認識している。回答率向上が、正確な現状を認識でき、また業界として取引適正化に対する対応の力量を示すバロメータとの考えから、来年度以降の調査に関しては、回答率向上のための策を講じて対応する。